

平成 30 年 10 月 1 日

事業主様

大阪紙商健康保険組合

## 健康保険被扶養者認定事務の変更について

平素は健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険被扶養者認定については、現在も届出に併せて、必要に応じ各種書類を添付していただいているところですが、この度、厚生労働省から、認定に際し、認定対象者の続柄、住所及び生計維持関係について、書類に基づいた確認を徹底するよう指示がありました。

つきましては、本年 10 月より、以下のとおりの取扱いとしますので、よろしくご願いたします。

### 記

#### ○続柄及び住所の確認

原則として、同居の場合は「住民票」、別居の場合は「住民票」及び「戸籍謄（抄）本」を添付書類としますが、認定対象者が配偶者及び子の場合で、次の①②のいずれの要件も満たす場合は、添付を省略できます。なお、新生児については、マイナンバーが付番されていない間については、記載省略可能ですが、付番後速やかにマイナンバーを届出してください。

<省略できる要件>

- ① 被扶養者（異動）届に認定対象者のマイナンバーが記載されていること
  - ② 公的証明書等により事業主が認定対象者の続柄及び住所を確認していること
- ※被扶養者（異動）届の備考欄等に「事業主確認済」と記載してください

#### ○生計維持（収入等）の確認

原則として従前と変更ありませんが、被扶養者（異動）届に認定対象者のマイナンバー及び住所が記載されている場合に限り「課税（非課税）証明書」は省略可能です。

以上